

西湘バイパス交通円滑化対策検討会 規約（案）

（趣旨）

第1条 本規約は、第8回神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループの提言に基づいて設置する「西湘バイパス交通円滑化対策検討会（以下「検討会」という。）の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 検討会は、西湘バイパスで発生している交通需要の偏在等による混雑を緩和し、円滑な交通流を確保するため、時間帯や曜日をあらかじめ区切って交通転換を図る、効果的な料金施策の立案・検討を行うことを目的とする。

（審議事項）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- （1）西湘バイパスの料金施策の立案・検討
- （2）西湘バイパス及び周辺道路の渋滞状況の把握
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. 検討会には座長を置き、座長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 検討会の構成は、別表－1のとおりとする。

ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

（事務局）

第5条 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所調査課に置くものとする。

（規約の改正）

第6条 本規約の変更は、本検討会の議決によらなければならない。

（補足）

第7条 本規約に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、令和8年10月 日から施行する。

西湘バイパス交通円滑化対策検討会名簿（案）

所 属	役 職	備考
関東地方整備局	横浜国道事務所長	座長
	道路部 道路計画第一課長	
中部地方整備局	沼津河川国道事務所長	
	道路部 道路計画課長	
神奈川県	県土整備局 道路部 道路企画課長	
静岡県	交通基盤部 道路局 道路企画課長	
中日本高速道路(株)	東京支社 総務企画部 企画調整課長	
事務局	関東地方整備局 横浜国道事務所 調査課	